

# 横須賀市報

第1877号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

## 目次

- 規則**
- ◇食品衛生法等施行取扱規則中一部改正…………… 15241
  - ◇食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律等施行取扱規則中一部改正…………… 15242
  - ◇興行場法等施行取扱規則中一部改正…………… //
  - ◇旅館業法等施行取扱規則中一部改正…………… //
  - ◇公衆浴場法等施行取扱規則中一部改正…………… 15243
  - ◇理容師法等施行取扱規則中一部改正…………… //
  - ◇美容師法等施行取扱規則中一部改正…………… 15244
  - ◇クリーニング業法等施行取扱規則中一部改正…………… //

## 告示

- ◇長井海の手公園駐車場及び荒崎公園駐車場の利用料金の額の承認について…………… 15245

## 公告

- ◇市民税・県民税ほか3件の督促状の公示送達…………… //
- ◇債権差押調書の公示送達…………… //
- ◇配当計算書の公示送達…………… //
- ◇市民税・県民税の納税通知書の公示送達…………… //
- ◇物品の売払いに係る一般競争入札について…………… 15246
- ◇普通財産(土地)の売払いに係る一般競争入札について…………… //
- ◇自動車臨時運行許可番号標の無効について…………… //
- ◇横須賀都市計画変更案の縦覧について…………… //
- ◇建築基準法に基づく道路位置の指定について…………… //
- ◇国土調査による地図及び簿冊の閲覧について…………… //

## 上下水道局告示

- ◇指定給水装置工事事業者の指定について…………… 15247
- ◇指定下水道工事店の指定について…………… //

## 農業委員会告示

- ◇農業委員会総会の招集について…………… //

# 規則

### 横須賀市規則第56号

食品衛生法等施行取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年12月11日

横須賀市長 上地 克明

食品衛生法等施行取扱規則の一部を改正する規則

食品衛生法等施行取扱規則(平成12年横須賀市規則第63号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項から第4項までの規定中「第60条」を「第60条第1項」に改める。

第2号様式(裏)中

添付書類	
事業譲渡	営業を譲り受けたことを証する旨

を

添付書類	
------	--

改める。  
第7号様式(表)及び第7号様式(裏)を次のように改める。

第7号様式(表)(第6条第1項関係)

年 月 日

(あて先)横須賀市長

### 地位承継届

許可営業者の地位承継(譲渡・相続・合併・分割)したため、食品衛生法(第56条第2項・第57条第2項)の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

※以下の情報は、官民データ活用推進基本法にのっとり、原則オープンデータとして公開します。

届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。

( )届出者氏名 ( )届出者住所 ( )営業施設名称、屋号又は商号 ( )営業施設所在地 ( )営業施設連絡先

※承継する施設が輸出食品取扱施設の場合、申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。

郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
電子メールアドレス:	法人番号:	
届出者住所 ※法人にあっては、所在地		
【ふりがな】	生年月日	年 月 日
届出者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名	被相続人の続柄	
郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
電子メールアドレス:	法人番号:	
譲渡した者の氏名(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)	【ふりがな】	
譲渡した者の住所(法人にあってはその所在地)		
譲渡年月日	年 月 日	
添付書類	譲渡が行われたことを証する書類	
郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
電子メールアドレス:	法人番号:	
被相続人の氏名	【ふりがな】	
被相続人の住所		
相続開始年月日	年 月 日	
添付書類	□戸籍謄本 又は □法定相続情報一覧図の写し □同意書(相続人が2人以上いる場合に限る。)	
郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
電子メールアドレス:	法人番号:	
合併により消滅した法人の名称及び代表者氏名	【ふりがな】	
合併により消滅した法人の所在地		
合併年月日	年 月 日	
添付書類	登記事項証明書(合併後存続する法人又は設立された法人の登記事項証明書)	

第7号様式(裏)

郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
電子メールアドレス:	法人番号:	
分限前の法人の名称及び代表者の氏名 (ふりがな)		
分限前の法人の所在地		
分限年月日	年 月 日	
添付書類	登記事項証明書(分限により営業を承継した法人の登記事項証明書)	
郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
電子メールアドレス:	施設の所在地(自動車において調理する営業の場合は、当該自動車の自動車登録番号)	
[ふりがな]		
施設の名称、屋号又は商号		
許可番号及び許可年月日	営業の種類	備考
郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
電子メールアドレス:	施設の所在地(自動車において調理する営業の場合は、当該自動車の自動車登録番号)	
[ふりがな]		
施設の名称、屋号又は商号		
許可番号及び許可年月日	営業の種類	備考
郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
電子メールアドレス:	施設の所在地(自動車において調理する営業の場合は、当該自動車の自動車登録番号)	
[ふりがな]		
施設の名称、屋号又は商号		
許可番号及び許可年月日	営業の種類	備考

第13号様式中「第60条」を「第60条第1項」に改める。  
 第14号様式中「同法(第68条第3項において準用する同法)第60条」を「同法第60条第1項(同法第68条第3項において準用する場合を含む。)」に改める。  
 第15号様式中「同法(同法第68条第3項において準用する同法)第60条」を「同法第60条第1項(同法第68条第3項において準用する場合を含む。)」に改める。

附 則

この規則は、令和5年12月13日から施行する。

横須賀市規則第57号

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律等施行取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年12月11日

横須賀市長 上 地 克 明

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律等施行取扱規則の一部を改正する規則

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律等施行取扱規則(平成12年横須賀市規則第64号)の一部を次のように改正する。

第4号様式中「申請者」を「届出者」に、

前営業者の死亡年月日又は合併(分割)年月日	
-----------------------	--

を

地位を承継した年月日	
承継の理由	

に、「代表者の名称」を「代表者の氏名」に改める。

附 則

この規則は、令和5年12月13日から施行する。

横須賀市規則第58号

興行場法等施行取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年12月11日

横須賀市長 上 地 克 明

興行場法等施行取扱規則の一部を改正する規則

興行場法等施行取扱規則(平成12年横須賀市規則第66号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「届出は」の次に「、営業の譲渡によるもの」にあっては、興行場営業承継届(譲渡)(第3号様式の2)により」を加える。

第3号様式の次に次の1様式を加える。

第3号様式の2(第4条第1項関係)

興行場営業承継届(譲渡)

年 月 日	
(あて先) 横須賀市長	
住所	届出者
氏名	〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕	
電話	
営業所の所在地	
営業所の名称	
譲渡の年月日	
営業を譲渡した者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	
(事務処理欄)	

附 則

この規則は、令和5年12月13日から施行する。

横須賀市規則第59号

旅館業法等施行取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年12月11日

横須賀市長 上 地 克 明

旅館業法等施行取扱規則の一部を改正する規則

旅館業法等施行取扱規則(平成12年横須賀市規則第67号)の一部を次のように改正する。

第1条第2項ただし書を削り、同項第10号中「省令」を「旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号。以下「省令」という。)」に改め、同条第3項を削る。

第4条第4項中「及び第2項」を「から第3項までの規定による」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、「営業許可書」の次に「その他市長が必要と認める書類」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

省令第1条の3第1項に規定する申請書は、旅館業営業承継承認申請書(譲渡)(第3号様式の2)による。

第3号様式の次に次の1様式を加える。

第3号様式の2（第4条第1項関係）

旅館業営業承継承認申請書（譲渡）

年 月 日	
(あて先) 横須賀市長	
住 所	氏 名
申請者	届出者
生年月日	生年月日
〔法人にあっては、主たる 事務所の所在地、名称及 び代表者の氏名〕	
電 話	
施設の所在地	
施設の名称	
譲渡の予定年月日	
譲渡した者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）	
100メートル以内の学校等	
旅館業法第3条第2項各号に該当することの有無（該当するときはその内容）	
（事務処理欄）	

第3号様式の2（第4条第1項関係）

公衆浴場営業承継届（譲渡）

年 月 日	
(あて先) 横須賀市長	
住 所	氏 名
届出者	届出者
生年月日	生年月日
〔法人にあっては、主たる 事務所の所在地、名称及 び代表者の氏名〕	
電 話	
営業所の所在地	
営業所の名称	
譲渡の年月日	
営業を譲渡した者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）	
（事務処理欄）	

第4号様式及び第5号様式中「（第4条第1項関係）」を「（第4条第2項関係）」に改める。

第6号様式中「（第4条第2項関係）」を「（第4条第3項関係）」に改める。

附 則

この規則は、令和5年12月13日から施行する。

横須賀市規則第60号

公衆浴場法等施行取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年12月11日

横須賀市長 上 地 克 明

公衆浴場法等施行取扱規則の一部を改正する規則

公衆浴場法等施行取扱規則（平成12年横須賀市規則第68号）の一部を次のように改正する。

第1条第3項を削る。

第4条第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「前3項」を「前4項」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

省令第1条の2第1項に規定する届書は、公衆浴場営業承継届（譲渡）（第3号様式の2）による。

第3号様式の次に次の1様式を加える。

第4号様式中「（第4条第1項関係）」を「（第4条第2項関係）」に、「、氏名」を「及び氏名」に改める。

第5号様式中「（第4条第1項関係）」を「（第4条第3項関係）」に改める。

第6号様式中「（第4条第1項関係）」を「（第4条第4項関係）」に改める。

附 則

この規則は、令和5年12月13日から施行する。

横須賀市規則第61号

理容師法等施行取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年12月11日

横須賀市長 上 地 克 明

理容師法等施行取扱規則の一部を改正する規則

理容師法等施行取扱規則（平成12年横須賀市規則第73号）の一部を次のように改正する。

第1条第3項を削り、同条第4項を同条第3項とする。

第6条第1項中「省令第21条第1項」を「省令第20条の2第1項に規定する届出書は理容所営業承継届（譲渡）（第7号様式の2）に、省令第21条第1項」に改める。

第7号様式の次に次の1様式を加える。

第7号様式の2（第6条第1項関係）

理容所営業承継届（譲渡）

年 月 日	
(あて先) 横須賀市長	
住 所	住 所
届出者 氏 名	届出者 氏 名
生年月日	生年月日
〔法人にあっては、主たる 事務所の所在地、名称及 び代表者の氏名〕	
電 話	
理容所の所在地	
理容所の名称	
譲渡の年月日	
営業を譲渡した者の住所及び氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	
(事務処理欄)	

附 則

この規則は、令和5年12月13日から施行する。

横須賀市規則第62号

美容師法等施行取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年12月11日

横須賀市長 上 地 克 明

美容師法等施行取扱規則の一部を改正する規則  
美容師法等施行取扱規則（平成12年横須賀市規則第74号）の一部を次のように改正する。

第1条第3項を削り、同条第4項を同条第3項とする。

第6条第1項中「省令第21条第1項」を「省令第20条の2第1項に規定する届出書は美容所営業承継届（譲渡）（第7号様式の2）」に、省令第21条第1項に改める。

第7号様式の次に次の1様式を加える。

第7号様式の2（第6条第1項関係）

美容所営業承継届（譲渡）

年 月 日	
(あて先) 横須賀市長	
住 所	住 所
届出者 氏 名	届出者 氏 名
生年月日	生年月日
〔法人にあっては、主たる 事務所の所在地、名称及 び代表者の氏名〕	
電 話	
美容所の所在地	
美容所の名称	
譲渡の年月日	
営業を譲渡した者の住所及び氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	
(事務処理欄)	

附 則

この規則は、令和5年12月13日から施行する。

横須賀市規則第63号

クリーニング業法等施行取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年12月11日

横須賀市長 上 地 克 明

クリーニング業法等施行取扱規則の一部を改正する規則

クリーニング業法等施行取扱規則（平成12年横須賀市規則第75号）の一部を次のように改正する。

第1条第7項を削る。

第6条第1項中「省令第2条の2第1項」を「省令第2条の2第1項に規定する届出書はクリーニング所（無店舗取次店営業）営業承継届（譲渡）（第8号様式の2）」に、省令第2条の3第1項に、「省令第2条の3第1項」を「省令第2条の4第1項」に、「省令第2条の4第1項」を「省令第2条の5第1項」に改める。

第8号様式の次に次の1様式を加える。

第 8 号様式の 2 (第 6 条第 1 項関係)

クリーニング所(無店舗取次店営業)営業承継届(譲渡)

年 月 日	
(あて先) 横須賀市長	
住 所	
届出者 氏 名	
生年月日	
〔法人にあっては、主たる 事務所の所在地、名称及 び代表者の氏名〕	
電 話	
クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号	
クリーニング所又は無店舗取次店の名称	
譲渡の年月日	
営業を譲渡した者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	
(事務処理欄)	

附 則

この規則は、令和5年12月13日から施行する。

告 示

横須賀市告示第 248 号

都市公園条例(昭和34年横須賀市条例第18号)第4条第5項の規定により、長井海の手公園駐車場及び荒崎公園駐車場の利用料金について、令和5年4月1日から次のとおり承認しました。

令和5年12月11日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 利用料金を承認した施設  
都市公園条例別表第2に掲げる長井海の手公園駐車場及び荒崎公園駐車場
- 2 利用料金の額

駐車場の名称	使 用 料		
	種 類	区 分	金 額
長井海の手公園駐車場	普 通	1回30分まで	円 0
		1回30分を超えた場合	1,050
	大 型	1回につき	2,500
		自動二輪車及び原動機付自転車	1回30分まで
		1回30分を超えた場合	400
荒崎公園駐車場	普 通	1回につき	1,000
	大 型	1回につき	2,000

備考 普通とは車体の高さが2.7メートル未満の自動車を、

大型とは車体の高さが2.7メートル以上の自動車をいう。

公 告

横須賀市公告第 244 号 (令和5年12月1日 掲 示 済)

下記の税に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年12月1日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	税 目	期 別	発 付 年 月 日
令和5年度	市 民 税 県 民 税 (普通徴収)	第 1 期 分	令和5年7月27日
		第 2 期 分	令和5年9月28日
		9 月 随 時	令和5年10月26日
	固 定 資 産 税 都 市 計 画 税	第 2 期 分	令和5年8月30日
	軽自動車税 (種別割)	全 期 分	令和5年6月29日

(別紙略)

横須賀市公告第 245 号 (令和5年12月1日 掲 示 済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、債権に係る差押調書謄本の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年12月1日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第 246 号 (令和5年12月1日 掲 示 済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年12月1日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第 247 号 (令和5年12月1日 掲 示 済)

下記の税に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、納税通知書の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年12月1日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	税 目	備 考
令和5年度	市 民 税 県 民 税	定期賦課分

(別紙略)

横須賀市公告第 248 号 (令和5年12月4日 掲 示 済)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の規定に基づき、次のとおり一般競争入札により物品の売払いを行います。 令和5年12月4日

横須賀市長 上 地 克 明

(次のとおりは略)

横須賀市公告第 249 号 (令和5年12月11日 掲 示 済)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の規定に基づき、次のとおり一般競争入札により市有地の売払いを行います。 令和5年12月11日

横須賀市長 上 地 克 明

(次のとおりは略)

横須賀市公告第 250 号

次の自動車臨時運行許可番号標は、亡失したので無効とします。

令和5年12月11日

横須賀市長 上 地 克 明

記 号 番 号

横浜	横須賀	15-99
横浜	横須賀	31-68
横浜	横須賀	16-38
横浜	横須賀	16-43
横浜	横須賀	15-68
横浜	横須賀	•1-12
横浜	横須賀	16-52
横浜	横須賀	16-20
横浜	横須賀	31-92
横浜	横須賀	••-19
横浜	横須賀	31-99
横浜	横須賀	31-89
横浜	横須賀	••-48
横浜	横須賀	32-11
横浜	横須賀	32-21
横浜	横須賀	16-26
横浜	横須賀	16-67
横浜	横須賀	16-24
横浜	横須賀	16-40
横浜	横須賀	••-51
横浜	横須賀	••-21
横浜	横須賀	••-36

横浜	横須賀	96-32
横浜	横須賀	32-30
横浜	横須賀	15-81
横浜	横須賀	32-17
横浜	横須賀	16-10
横浜	横須賀	••-94
横浜	横須賀	16-60
横浜	横須賀	32-22
横浜	横須賀	32-20
横浜	横須賀	31-88
横浜	横須賀	16-68
横浜	横須賀	32-31
横浜	横須賀	16-56

横須賀市公告第 251 号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次の都市計画の変更の案を横須賀市都市部都市計画課において公告の日から2週間縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について意見がある方は、縦覧期間満了の日までに意見書を市に提出することができます。

令和5年12月11日

横須賀市長 上 地 克 明

都市計画の種類及び名称	都市計画を変更する土地の区域
横須賀都市計画生産緑地区	横須賀市阿部倉地内 横須賀市平作5丁目地内 横須賀市衣笠町地内 横須賀市大矢部5丁目地内 横須賀市小原台地内 横須賀市久村字石作地内 横須賀市野比3丁目地内 横須賀市津久井1丁目地内 横須賀市秋谷3丁目地内 横須賀市津久井3丁目地内 横須賀市長坂3丁目地内

横須賀市公告第 252 号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

その関係図面は、横須賀市都市部建築指導課において縦覧に供します。

令和5年12月11日

横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	道路位置指定地名地番	地 目	幅 員	延 長	申請者の住所及び氏名
令和5年11月24日	横須賀市平作7丁目3089番2の一部	宅 地	メートル 4.00	メートル 6.70	横須賀市日の出町一丁目12番地 かつ七興産株式会社 代表取締役 高 橋 充

横須賀市公告第 253 号

田浦町1丁目及び2丁目の各一部の土地について、国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の4第1項の規定による地籍調査を実施し、当該土地の地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告します。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供します。

令和5年12月11日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 地図及び簿冊の名称  
地籍図原図及び地籍簿案
- 2 閲覧場所  
横須賀市建設部土木用地課
- 3 閲覧期間

令和5年12月11日から令和6年1月4日までの午前8時30分から午後零時まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び令和5年12月29日から令和6年1月3日までの日(同法に規定する休日を除く。)を除きます。

4 誤り等の申出

閲覧の結果、地図及び簿冊に誤り等があると認める場合は、閲覧期間満了の日までに市に申し出ることができます。誤り等申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付します。

## 上下水道局告示

### 横須賀市上下水道局告示第47号

横須賀市水道事業給水条例（昭和33年横須賀市条例第24号）

第11条第1項の規定に基づき、次に掲げる給水装置工事事業者を本市指定給水装置工事事業者として指定しました。

令和5年12月11日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	給水装置工事事業者名	代表者名	所在地	指定年月日	有効期限
645	長澤設備	長 澤 和 幸	横浜市金沢区釜利谷西1丁目49番9号	令和5年11月16日	令和10年11月15日

### 横須賀市上下水道局告示第48号

横須賀市下水道条例（昭和41年横須賀市条例第29号）第6条及び指定下水道工事店条例（平成12年横須賀市条例第45号）第2条の規定に基づき、令和10年3月31日まで次に掲げる工事店

を本市指定下水道工事店として指定しました。

令和5年12月11日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	工事店名	代表者名	所在地	指定年月日
須 433	長澤設備	長 澤 和 幸	横浜市金沢区釜利谷西1丁目49番9号	令和5年11月16日

## 農業委員会告示

### 横須賀市農業委員会告示第13号（令和5年12月1日） 掲 示 済

令和5年第13回横須賀市農業委員会総会を次のとおり招集します。

令和5年12月1日

横須賀市農業委員会  
会長 岩 澤 健 和

- 日時 令和5年12月11日午後2時30分
- 会議開催の場所 横須賀市役所 301会議室
- 会議に付議すべき事項
  - 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
  - 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 農地法第4条第1項の規定による許可申請に係る進達について
  - 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る進達について
  - 農地法第18条第6項の規定による通知書について
  - 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
  - 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について